

契 約 書 (案)

1	件名	名古屋市立大学病院診療録スキャン等業務委託
2	契約金額	金円 (スキャン1枚当たり。消費税を含まない。)
3	契約期間	契約締結日から令和8年1月31日
4	契約保証金	免除

上記について公立大学法人名古屋市立大学を甲とし、受託人を乙として、甲乙間において次の条項により契約を締結する。

これを証するため本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

甲 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地
公立大学法人名古屋市立大学

理事長 郡 健二郎

乙 受託人 住 所
氏 名

(総則)

第1条 乙は、甲の提示した仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって履行期限内に、契約の目的物（以下「物品」という。）を甲に引き渡さなければならない。

（当然履行義務）

第2条 乙は、この契約について契約書及び仕様書に明示されていない事項でも履行上当然必要な事項については、甲の指示に従い乙の負担で施行するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 乙は、甲の承認がなければこの契約によって生ずる権利及び義務を他人に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することができない。

（検査及び引渡し）

第4条 乙は、物品を納入したときは直ちに甲に報告し、甲の指定した検査員（以下「検査員」という。）の検査を受けなければならない。

2 検査員は、前項の検査において必要があると認めるときは、物品について試験又は試用を行うことがある。

3 第1項の検査に要する費用及びその検査のため変形、変質、消耗又はき損した物品の損失は、すべて乙の負担とする。

4 第1項の検査は、物品の総量の一部を検査することにより、全部の成績の適否を判定する方法によることができる。

5 物品の引渡しは、引渡場所において第1項の検査に合格したときをもって完了する。

（検査の立会い）

第5条 乙は、前条の検査に立ち会わなければならない。

2 乙は、前条の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

（補正、引換え及び値引採用）

第6条 乙は、納入した物品の全部又は一部が第4条第1項の検査に合格しないときは、甲の指定する日までにその物品の補正又は引換えをしなければならない。

2 甲は、検査の結果、物品に僅少の不備な点があった場合において、使用上支障がないと認めるときは、甲の認定する額を値引きのうえ、これを採用することができる。

（代金の支払）

第7条 乙は、物品を完納し、第4条第1項の検査に合格したのちでなければ、その契約代金の支払を請求することができない。

2 契約代金の支払について、乙は、契約履行後に請求書を提出するものとし、甲は、請求書を受領した翌月の25日（金融機関休業日の場合は、その直後の金融機関営業日）に支払うものとする。

3 契約代金の支払場所は公立大学法人名古屋市立大学とし、その支払方法は、乙の申し出により甲の主要取引銀行と為替取引のある金融機関の乙の預金口座に口座振替ができる。

4 前項にかかる振込手数料は、甲の主要取引銀行と乙の指定する銀行が同じである場合は、甲の負担とする。異なる場合は、乙の負担とする。

（延滞金）

第8条 乙が正当な理由がないのに債務の履行を遅延したときは、遅延日数に応じ、契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞金として徴収する。

2 前項の延滞金の算定の基準となる日数には、検査に要した日数及び第6条第1項の規定によって完全履行をさせるために最初に指定した日までの日数は算入しないものとする。

（危険負担）

第9条 物品の引渡し前に生じた損害は、甲の責に帰すべき事由により生ぜしめた損害である場合を除き、乙の負担とする。

（かし担保責任）

第10条 乙は、物品の引渡し後1年間その隠れたかしについて担保の責任を負わなければならない。

（履行期限の延長）

第11条 乙は、天災その他やむを得ない事由によって履行期限内に契約の履行ができないとなったときは、履行期限の延長を申し出ることができる。

2 甲は、前項の規定による申し出があり、その事実を確認したときは、履行期限の延長を認めるものとする。

（契約内容の変更）

第12条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、物品の数量若しくは履行期限を変更し、又は履行の中止をさせることができる。

（協議による契約の解消）

第13条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約の全部又は一部の解除をすることができる。

2 乙は、前項の規定により物品の数量を変更したため、契約金額が2分の1以下に減少することとなるとき、又は履行の中止期間が契約期間の3分の2以上に及ぶときは、甲と協議のうえ、契約の解消をすることができる。

（甲の解消権）

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解消することができる。

（1）正当な理由がないのに契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。

（2）契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

（3）契約の履行にあたり、係員の指示に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。

（4）契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。

（5）この契約に定めた条件に違反したとき。

2 前項の規定によって契約を解除了場合においては、乙の納付に係る契約保証金は、甲が取得する。ただし、契約保証金が納付されていない場合で、乙が履行保証契約を締結しているときは、甲はその保証金を取得し、その他のときは、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

（談合その他の不正行為に係る甲の解消権）

第15条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、前条第1項第2号に規定する不正の行為とみなし、契約を解消することができる。

（1）乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条第1項又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

（2）乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第99条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。

（3）前2号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前条第2項の規定は、前項による解消の場合に適用する。

（契約解消後の既納物品の取扱い）

第16条 甲は、前条第1項の規定により契約を解消した場合において、既納物品があるときは、その全部又は一部を取得し、その代価を支払うことができる。

2 乙は、前項の規定によって甲が取得した物品以外の物品を甲の指定する日までに、自己の負担において引き取らなければならない。

3 乙が前項の指定された日までに当該物品を引き取らないときは、乙がその物品に対する権利を放棄したものとみなす。

（談合その他の不正行為に係る賠償額の予定）

第17条 乙がこの契約に関して第15条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解消するか否かにかかわらず、乙は契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率による利息をして支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

（1）第15条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公平な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。

（2）第15条第1項第2号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し、刑に処せられたとき、又は同項第4号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第4号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことでも明らかになったとき。）を除く。

2 第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

（相殺）

第18条 甲は、この契約において、乙から徴収すべき金額があるときは、その金額と乙に支払うべき契約代金又は返還すべき契約保証金と相殺する。

（疑義の決定）

第19条 この契約書及び仕様書について甲乙間に意見を異にするときは、甲の判断によるものとする。

2 この契約書及び仕様書に定めのない事項について疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決）

第20条 この契約に関して紛争が生じた場合は、当事者間の協議により解決を図るものとする。